令和4年度決算に係る

定期監査

資 料

決 算 審 査

令和5年7月

# 危機管理部原子力安全対策課

組織改正に伴い業務を引き継いだ機関

危機管理局原子力安全対策課

# 目 次

	1	前年度指摘事項等に対する措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
		(1) 勧告事項	
		(2) 指摘事項	
		(3) 監査意見	
		(4) 決算審査意見	
	2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
	3	職員の定員、現員調べ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4		
	5	主な事業に関する調べ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2頁
	6		9頁
	7	事業別実施状況調べ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10頁
	8	- 予備費の充用調べ····································	
	9	現金の取扱状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1) 現金取扱状況	
		(2) つり銭の状況	
1		財産に関する調べ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12頁
		(1) 公有財産	. – , .
		(2) 金券類の保有状況	
		(3) 基金	
		(4) 債権	
1		財産の貸付け及び使用許可調べ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14頁
		<ul><li>(1) 土地及び建物</li></ul>	
		(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上の	のもの)
1	2		
1	3		
		(1) 管理状況	
		<ul><li>(2) 減免の考え方</li></ul>	
		<ul><li>(3) 使用料の見直し</li></ul>	
1	4		14百
	5		
	6		
Ċ		(1) 総括表	
		(2) 償還状況	
		A DECEMBER OF THE PROPERTY OF	
	0	意見、要望等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14百
	_	(B) 201 A + 1	

注 個別調査事項(共通様式以外の個別資料様式に示されている事項)がある場合は、「〇意見、要望等」 の前に、その個別調査事項を記載すること。 1 前年度指摘事項等に対する措置等

指

(1) 勧告事項 該当なし

#### (2) 指摘事項

島根原子力発電所に関する避難計画説明会に 係る施設使用料について、支出負担行為の事務 | て支出負担行為の作成が指示できなかった。 手続が遅延していた。

項

• 概 要: 他の説明会会場の施 設使用料が20万円未満であったこと から、同様であると担当者が思い込 み、失念した。

摘

・施設使用料 : 589,600円 ・会議開催日 : R 3.11.23

・支出負担行為起案日 : R3.12.1 · 支出負担行為決裁日 : R 3.12.6

• 遅延日数 : 13 日

・発生の原因 : 担当者の失念 ・指摘の考え方 : 支出負担行為が適期

に行われていない

担当者から発注協議を口頭で受けたため、所属とし

状

況

置

措

また、施設使用料の額が20万円未満であった他会場 の使用料を支出負担行為兼支出仕訳書で支払っていた ため、同様に事前の手続きが不要と担当者が思い込ん でいたことが原因である。

所属職員に対して、改めて会計規則を周知するとと もに、適切な時期に支出負担行為を行うよう指示し

事前に所属内で見積書の共有、所属長の確認を徹底 し、支出負担行為の作成が遅延しないよう再発防止を 図った。

また、会計処理の都度、会計規則を確認するととも に、個々の職員の会計知識の修得を行うこととした。

- (3) 監査意見 該当なし
- (4)決算審査意見 該当なし
- 2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況 該当なし

#### 3 職員の定員、現員調べ

	種別	事務	職員	技術	職員	現業職員		合	計	
		5. 4. 1	4. 4. 1	5. 4. 1	4. 4. 1	5. 4. 1	4. 4. 1	5. 4. 1	4. 4. 1	備考
区分		現在								
定	員	1 3	1 2	0	1	0	0	1 3	1 3	
		(3)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(2)	・福井県へ派遣1名
現	員	1 4	1 3	0	1	0	0	1 4	1 4	・島根県へ派遣1名
										・島根県から受入1名
過不足	足(乙)	1	1	0	0	0	0	1	1	
	寺 的 職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会 計	年 度	2	2	0	0	0	0	2	2	一般事務

# 4 役付職員の調べ

(令和5年7月1日現在)

						(ははら十)が「自然性)
職名	氏	名	在	職	期間	備考
原子力安全対策監	浜田 定則		0	年	月 3	
原子カモニタリング専 門官	島田 秀志		0	1	3	定数外(福井県から派遣)
原子力安全対策課長兼 原子力環境センター副所長	木本 達也		5		3	継続する在職期間 6年5月
参事	但馬 浩生		1	1	1 0	継続する在職期間 5年3月
課長補佐	木下 和夫		1		1 0	
課長補佐	長見 崇亮		0		2	
課長補佐	村上嘉一		3	         	3	継続する在職期間 6年3月
課長補佐	大森 宏治		2	 	3	
課長補佐	河本 慎司		1		3	

#### 5 主な事業に関する調べ

(単位:千円)

事業	Ø	決算額		財	源	内	訳	
事 未 	名		国庫支出金	起	債	その	つ他	一般財源
原子力防災対策事業		501, 491	500, 703		0		788	0
将来ビジョン	Ⅲ【守る】鳥取県の豊かな恵み・生活を守り、次代へつなぐ							
令和新時代創生戦略			_					
政策項目			_			•	•	

#### (概 要)

#### 1 目的及び事業の実施状況

## 【 I 原子力防災対策】

○原子力防災対策に関する基本的な考え方

- ・原子力災害は、まずは十分な安全規制によりその発生を防止することが基本であるが、平素から防災計画の策 定、防災訓練、資機材整備等を実施しておくことにより、災害時に迅速かつ的確な対応ができる。
- ・また、土砂災害等と同じく災害対策基本法の体系下で、同法の政令において災害の一つの原因として「放射性物質の大量の放出」が定められ、防災に関して基本的な責務を有している。(地域住民の安全の確保は地方公共団体が一義的に担う。)しかしながら、原子力災害の特殊性、原子力防災には専門的知見や特別な装備が必要であり地方公共団体だけでは限界があること、安全規制は国が一元的に実施していることから、原子力事業者の責任ある対応を必要とし、国や事業者の果たすべき役割と責任は大きい。
- ・このため、災害対策基本法の特別法である原子力災害特別措置法(原災法)に基づき、国、事業者、関係機関 等と連携して原子力防災を行う。
- ・原子力安全対策課は迅速かつ的確な防護措置の実施とこれらを実現可能とする体制の整備を行っていく。

#### (1)目的

「鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)」(災害対策基本法第40条に基づき作成)等に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所(以下「島根原発」という。)及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人

形峠環境技術センター(以下「人形峠センター」という。)における原子力防災対策を実施することにより、 県民の安心安全を図る。

#### (2) 事業の実施状況

#### ア 島根原発に係る原子力防災対策の充実

境港市から西方約17kmの地点にある島根原発に係る原子力災害に備え、県民の安全確保及び周辺環境の 保全を図るため平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正等により、境港市全域及び米子市の一部 が島根原発に係るUPZ(緊急防護措置準備区域(概ね30km圏))に位置付けられていることを踏まえ、原 子力防災対策の一層の充実を図った。

#### (ア) 原子力防災連絡会議

島根・鳥取両県及び島根原発周辺30㎞圏6市(米子市、境港市、松江市他)の防災関係の部長級職員等で構成する「原子力防災連絡会議」において、島根原発に係る防災体制について協議し連携して対応を行った。

日程	議題
書面開催	・原子力防災連絡会議設置要項改正について ・島根県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について いて ・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルの改正について ・令和4年度原子力防災の取組について

## イ訓練

#### (ア) 島根原発原子力防災訓練(島根県等との合同)

島根原発の事故を想定した訓練を2県6市合同で実施し、対応能力の向上を図った。

実施日時	令和4年11月 7日(月)8:30~12:00(図上訓練)
<del>文</del> /旭口时	12日(土)8:30~12:00(実働訓練)
主催	鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市
実施場所	鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、鳥取県原子力環境センター、島根原発 他
参加者	鳥取県内参加者 19機関、約500名(うち、住民78名)
<del>-                                    </del>	鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、内閣府、中国地方整備局、鳥取地方気象台、自
参加機関	衛隊鳥取地方協力本部、中国電力株式会社、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市 他
	島根県東部を震源とした地震(松江市で震度6弱、米子市・境港市で震度5強)が
	発生し、その後島根原発2号機において、送電線事故により外部電源が喪失し、非
=116年4月亡	常用炉心冷却装置等による原子炉への注水を実施する。しかし、非常用炉心冷却装
訓練想定	置等に設備故障が発生し、同装置等による原子炉への全ての注水が不能となり、全
	面緊急事態となる。
	鳥取県では、災害対策本部を設置し、屋内退避等の防護措置を実施する。
	①災害対策本部の対応検証
主要訓練項目	②避難行動要支援者の避難手順の検証
	③避難円滑化に係る手段の検証
	鳥取県単独機能別訓練を実施
Z-0/4h	8月9日:船舶避難訓練
その他	9月25日: 県営避難所開設訓練
	9月25日、11月27日: 避難先及び避難経路確認訓練

## (イ) 人形峠センター原子力防災訓練

人形峠環境技術センターの事故トラブルへの対応能力向上を図るため、岡山県と合同で訓練を実施した。

<b>⇔</b> +	令和4年1	0月18日(	火)	(機能別訓練 ※鳥取県単独)
実施日時	令和5年	1月30日()	月)	(図上訓練 ※岡山県と合同)

主催	鳥取県、岡山県
実施場所	三朝町総合スポーツセンター、原子力環境センター、中部総合事務所 他
参加者	鳥取県内参加者 約75名
参加機関	鳥取県(危機管理局、原子力環境センター、環境立県推進課、中部総合事務所)、 鳥取県警、三朝町、鳥取中部ふるさと広域連合消防局、岡山県、鏡野町、原子力規 制庁上齋原原子力規制事務所、人形峠センター 等
訓練想定	人形峠環境技術センター内のウラン濃縮原型プラント第1貯蔵庫(核燃料物質加工施設)において、床面の塗装作業中に火災が発生。拡大した火災により、六フッ化ウラン(UF6)を格納したシリンダが過熱され破損。シリンダからUF6が漏えいし、その漏えい量が原子力災害対策特別措置法第10条に規定する量に達し、施設敷地緊急事態に発展することを想定。内部被ばくのおそれのある負傷者が発生。
主要訓練項目	<ul> <li>初動段階から災害対策本部運営段階における防災関係機関の活動、相互連携手順の確認検証。</li> <li>事象進展に応じた情報収集項目、情報発信内容及び情報整理方法の手順確認並びに各機関との情報共有方法の確認及び習熟。</li> <li>原子力防災資機材等の操作方法の習熟。</li> </ul>
訓練内容	①災害対策本部等運営訓練(県庁・中部総合事務所・三朝町役場) ②オフサイトセンター訓練(上齋原オフサイトセンター) ③緊急時モニタリング訓練(原子力環境センター、中部総合事務所) ④資機材等展開訓練(機能別訓練)(三朝町総合スポーツセンター) ⑤原子力災害医療活動訓練(ホールボディカウンター車による内部被ばく検査) (三朝町総合スポーツセンター)

# ウ 研修・普及啓発

事業名	概要					
	県内の防災業務関係者が、放射線や原子力防災に係る専門的知識の習得、放射線測定					
原子力防災研修	器の操作や災害応急対策活動など緊急時の対応等について学ぶとともに、原子力災害現					
	地対策本部図上演習等の国等主催の原子力防災研修に参加した。					
	放射線や放射線防護などについて学び、県民に原子力災害時に適切な対応や行動をと					
原子力防災講演	っていただくために、県民を対象とした原子力防災講演会を開催した。					
会(リモート開	【実施状況】					
催)	①令和4年7月30日(土)場所:米子会場(国際ファミリープラザ)参加者:15名					
	②令和4年7月31日(日)場所:境港会場(みなとテラス中会議室)参加者:12名					
	県民、東部・中部地域の市町や県の職員等を対象とした放射線の防護等に関する研修					
++++++++++++++++++++++++++++++++++++++	会を市町と連携し、開催した。					
放射線研修会	【実施状況】					
(リモート開催)	①令和4年8月1日(月) 場所:新日本海新聞社中部本社 参加者:8名					
	②令和4年8月8日(月) 場所:鳥取県東部庁舎 参加者:25名					
	原子力発電についての正しい知識と防災・安全対策などについて県民の方に知ってい					
   原子力防災現地	ただくため、原子力防災現地研修会(島根県原子力防災センター及び島根原発の見学会)					
	を開催した。					
研修会   (見学会)	【実施状況】					
(見学会)	①令和4年 6月16日(木) 参加者:7名					
	②令和4年11月29日(火) 参加者:14名					
	・「原子力防災ハンドブック(令和5年版)」の作成					
原子力防災ハン	原子力災害時における情報の入手方法、屋内退避、避難時の注意点等を中心に、住					
ドブック等の作	民の方々が万が一の場合に使用するという視点で内容を充実させた。緊急時の対応の					
成・配布	他、日頃の備え、放射線の基礎知識等を掲載し、県下全戸に配布した。					
	・「とっとりの原子力防災2023」の作成					

	原子力防災対策、安全対策に関する取組状況をまとめ、県の取組の透明性の確保に
	繋がることを目的として作成し、市町村及び防災関係者等へ配布した。
	・「地区別避難計画パンフレット」の作成
	住民の方に避難計画への理解をより深めていただき、避難計画の実効性向上を図る
	ことを目的として、避難計画で定めた地区ごとに、避難経路や避難先等を地図で確認
	できるパンフレットを作成し、UPZ内の全戸へ配布した。
	※上記冊子については、県HPで公開している。
原子力防災アプ	モニタリングなどの原子力防災に関する情報や避難経路や避難所等の住民避難に必要
原士力防火 / ノ	な各種情報を提供するスマートフォン用のアプリを運用した。
,	ダウンロード数:6,061件(令和5年3月末日現在)

- エ 原子力防災資機材の整備・保守〔島根原発・人形峠センター〕 原子力防災及び原子力災害発生時の応急対策のために必要な資機材等の整備、保守管理等を実施した。 【主な内容】
  - ・個人線量計・サーベイメータ・防護服等原子力防護資機材の維持管理、緊急時に関係機関とTV会議等を行う原子力防災ネットワークシステム等の保守管理等を行った。
  - ・内閣府は道府県の原子力関連資機材情報を統一的に管理する「原子力防災資機材総合管理システム(NEMS)」を導入しており、本県もNEMSを活用して適切な資機材管理を行った。
  - ・原子力災害時避難円滑化モデル実証事業として整備・改修した道路監視カメラシステムや道路情報表示板 等の維持管理を行った。

## オ 原子力防災支援基地の整備

避難退域時検査会場用資機材を一括管理し、緊急時には検査会場へ資機材を迅速に輸送・展開し、速やかな検査会場の開設を行うことにより、原子力災害時における避難の円滑化を図るため、原子力防災支援基地(2か所)の整備を進め、鳥取基地(鳥取市松原地内)は令和4年12月23日に運用を開始した。

また、江府基地(江府町美用地内)は、令和4年度に実施設計を行い、令和5年度内に完成予定。 【原子力防災支援基地の概要】

	鳥取県東部(鳥取基地)	鳥取県西部(江府基地)
位置	鳥取市松原地内(山陰道「吉岡温泉 I C」近接)	江府町大字美用(国道 482 号付近。「江 府町防災基地」近接)
構造 面積	鉄骨平屋建 693㎡ (22.0m×31.5m)	鉄骨平屋建 463㎡ (17.4m×26.6m)
収容量	避難退域時検査2会場分の資機材を保管(10ftコンテナ:18基)	避難退域時検査1会場分の資機材を保管(10ftコンテナ:9基)
その他	山陰道、国道9号線沿いの避難退域時 検査会場への対応用	国道 181 号線沿いの避難退域時検査会 場への対応用
備考	令和4年12月運用開始	整備中(令和5年度内完成予定)

#### 力補助事業

三朝町の原子力防災に係る携帯電話の維持・管理費について補助金(国10/10)を交付した。

キ 「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」及び「財源協力協定」の締結 島根原発に係る原子力防災対策について、中国電力の原子力防災対策に対する責務を明確にし、鳥取県、島 根県及び中国電力が相互に連携・協力を図ることを目的とした協定を令和4年7月6日に締結した。

#### 【Ⅱ 原子力安全対策】

○原子力安全対策に関する基本的な考え方

- ・原子力政策(発電)は国策である。原子力発電所に対する安全規制は国が行うものであり、地方自治体は権限 を持たない。現行の法体系では、原子力発電所の安全確保等の権限と監督責任は一元的に国にあり、県は県民 の健康と安全を守る責務がある。
- ・このため、法制度の枠外であっても、原子力安全協定等により実質的に発電所の安全確保を図る。また、国の 安全規制において十分に機能していない点については、国に責務の遂行を要請していく。
- ・原子力安全対策課では、これらの的確な実施とこれらを実現可能とする体制の整備、技術力向上・蓄積を行っていく。

#### (1)目的

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)等に基づき、島根原発及び人形峠センターにおける原子力安全対策に必要な事業を実施することにより、県民の安全安心を図る。

#### (2) 事業の実施状況

#### ア 島根原発への対応

住民の安全・安心を確保するため、境港市から西方約17kmの地点にある島根原発の安全性確保について、より一層の向上を求めた。

- (ア)「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に係る協定」及び「運営要綱」の改定
  - ・県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、平成23年12月25日に本県、米子市、境港市及び中国電力が締結した安全協定等について、契約としての法的拘束力を持つが、立地県と文言が異なるため、中国電力に協定改定を強く求めて協議を重ねた結果、立入調査や措置要求などを本県に認める協定改定について合意し、令和4年4月8日に改定した。
- (イ) 島根原発1号機への対応(廃止措置状況確認)
  - ・平成29年4月19日に認可された廃止措置計画については、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間(第 1段階)の実施に限り了解した。
- ・現在は第1段階の廃止措置が行われており、適宜、放射線管理区域外の機器の解体撤去の状況について、現地 確認等を行っている。
- (ウ) 島根原発2号機への対応(審査状況確認、安全協定第6条に基づく事前報告への回答)
  - ・平成25年11月21日に中国電力から安全協定第6条に基づく事前報告(設置変更許可申請に係る事前報告)がなされたことを受け、平成25年12月17日に最終的な意見を留保すると回答した。
  - ・令和3年9月15日の新規制基準合格(原子炉設置変更許可)を受け、原子力安全顧問会議等で審査結果等について審議を行い、また、住民説明会、議員全員協議会等で説明を行い、米子市と境港市の意見を踏まえた上で県議会に諮り、令和4年3月25日に中国電力に対して7つの条件を付して規制基準に係る安全対策を進めることについて了解する旨を回答した。
  - ・令和4年6月5日、山陰両県知事による協議を経て、6月14日、島根県知事は中国電力へ再稼働容認を回答した。
  - ・令和4年度は引き続き、新規制基準に係る設計及び工事の計画の審査状況を確認した。また、令和5年1月 31日に中国電力が原子力規制委員会に原子炉施設保安規定変更認可申請に係る補正書を提出したことを受け て、3月28日に1回目の審査会合が開催され、その審査状況を確認した。
- (エ)島根原発3号機への対応(審査状況確認)
  - ・平成30年5月22日に中国電力から安全協定第6条に基づく事前報告(設置変更許可申請に係る事前報告) がなされたことを受け、平成30年8月6日に最終的な意見を留保すると回答した。
  - ・ 令和4年度は審査会合が平成30年度以来再開され、審査状況を確認した。
- (オ) 島根原発に関するトラブルへの対応

# 管理事務所のバッテリ 一火災

- ・令和3年5月18日に発生した管理事務所(管理区域外)の投光器用リチウム イオンバッテリー火災について、令和4年4月26日に中国電力から原因と再 発防止対策が報告されたことを受けて、安全協定第11条に基づく立入調査を 5月19日に実施し、再発防止対策が適切に実施されていることを確認した。 令和4年4月8日の安全協定改定後、初の立入調査。
- ※ 火災発生当日(令和3年5月18日)に現地確認、令和3年5月18日及び6月9日に原因究明と再発防止策の報告等を中国電力に申入。

# 偽造身分証明証による 不正入構事案

- ・令和4年5月10日に発電所協力会社から業務の依頼を受けた一時立入者が運 転免許証を偽造し、入構する事案が発生。
- ・県は5月13日に中国電力から報告を受け原因究明と再発防止対策を中国電力に申し入れた。
  - ※ その後、一時立入者は有印公文書偽造・同行使の疑い及び道路交通 法違反の疑いで逮捕。

#### イ 人形峠センターへの対応

#### (ア) 使用施設の使用変更許可 (新増設計画)

・人形峠センターは、令和3年1月15日に原子力規制委員会へ使用変更許可を申請し、9月17日に使用変更許可を受けた。10月15日の原子力安全顧問会議により顧問意見を得て、11月2日に三朝町とともに人形峠センターに対して了解する旨を回答した。

# (イ) 人形峠センターに関するトラブルへの対応

# 濃縮工学施設部品検査室 での焦げ跡

- ・令和3年11月29日に発生した濃縮工学施設部品検査室のコンセントの火災を受け、県は翌30日に現地確認を行い、12月1日に徹底した原因究明と再発防止策、今後の安全管理の徹底等を人形峠センターに申し入れた。
- ・令和4年5月19日に人形峠センターが原因及び再発防止対策を公表したことを受けて、県は令和4年5月26日、環境保全協定第10条に基づく現地確認を実施し、再発防止策が適切に実施されていることを確認した。

#### ウ 環境放射線モニタリングの実施

モニタリングシステムに	・固定局や可搬型モニタリングポストによる空間放射線量等の連続測定を行い、
よる測定・監視	監視するとともに、測定結果を県民にホームページで公表した。
環境試料サンプリング調 査(試料採取及び分析)	・人形峠センター周辺の平常時の環境放射線の状況を把握するため、三朝町内 の土壌、樹葉、農作物、水等の環境試料の採取・分析を実施した。 ※島根原発に関する試料サンプリング調査は、原子力環境センターが実施。
モニタリング測定機器の 保守点検	・島根原発及び人形峠センターに係る周辺環境放射線を測定するために、固定 局(3局)、可搬型モニタリングポスト(22基)等の保守管理を行い、設 備の適切な維持に努めた。

#### エ 環境放射線モニタリングに係る人材育成の実施

- ・人材育成を含めた実効性のあるモニタリング体制を整備するにあたり、先進的に体制整備を進めている福井県から職員を招き、指導を受けた。(福井県原子力環境監視センター所長他 計3名。8/1~8/5の5日間)
- ・環境試料の採取や分析、測定等の実務を中心とした原子力環境モニタリング業務の実務を身に付けるため、本県職員を福井県へ派遣し、OJTによる指導を受けた。(職員1名。8/22~9/21の1ヶ月間)

#### オ 原子力専門家(鳥取県原子力安全顧問)への意見聴取

- ・環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広い指導 や助言等を得るため、鳥取県原子力安全顧問会議等を開催した。(座長:福山大学工学部名誉教授占部逸正氏 他 計17名)
- 令和4年10月17日付で計17名に顧問委嘱を行った(全員継続、任期2年)。

#### 【原子力安全顧問会議等】

令和4年5月23日	地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画、平常時モニタリン
(顧問会議:WEB)	グ測定計画等について、原子力安全顧問から意見を聴取した。

#### カ 原子力安全対策 P T 会議

・島根原発2号機の新規制基準に係る安全対策を了解する際に付した7項目の条件についてフォローアップするためにPT会議を開催した。

	鳥取県、米子市及び境港市が島根原発2号機の新規制基準に係る安全対策を
令和4年4月7日	了解する際に付した7つの条件への対応について、中国電力から説明を受
	けた。

令和4年11月1日

鳥取県が島根原発2号機の審査状況、原子力防災の取組状況等について報告を行うとともに、鳥取県、米子市及び境港市が島根原発2号機の新規制基準に係る安全対策を了解する際に付した7つの条件への対応状況について、中国電力から説明を受けた。

#### キ 国等への要望

#### 【主な要望項目】

「原子力防災対策の強化」「周辺地域を含めた安全対策」「汚染水対策」、「高規格幹線道路の早期事業化」などを国へ要望した。

(令和4年4月6日、7月13日、11月15日)

#### 2 令和4年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・「島根原発に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」に基づき、事業者の安全確保や施設の運転状況等に ついて現地確認や事業者へのヒアリングを実施し、その結果を県ホームページや原子力防災アプリへ掲載す るなど、県民へのタイムリーな情報発信に取り組んだ。
- ・島根原発の新規制基準審査において後段規制の審査状況を確認し、取りまとめにあたった。
- ・原子力防災訓練において、感染症流行下における非接触の対応を行うために、オンライン会議システムを活用して、事務局間の常時接続による情報共有や関係機関との会議開催等の訓練を行った。

#### 3 成果及び効果

- ・「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に係る協定」及び「運営要綱」の改定協議を進め、立地県が有する権利である立入調査権や措置要求権などを認める安全協定を令和4年4月8日に改定した。また、4月28日に安全協定に基づく立入調査等運用綱領を締結した。
- ・島根原発に係る原子力防災対策について、中国電力の原子力防災対策に対する責務を明確にし、鳥取県、島根県及び中国電力が相互に連携・協力を図ることを目的とした「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」及び「財源協力協定」を令和4年7月6日に締結した。
- ・島根原発における「原子力安全文化の日」、総合防災訓練、消防訓練等の現地確認及び立入調査を行うととも に、その結果について、県ホームページ等で情報発信を行い県民の安全・安心の確保につなげた。
- ・島根原発及び人形峠センター周辺の空間放射線量の測定、環境試料サンプリング調査等により放射線の環境等への影響がないことを確認し、県民の安全・安心の確保につなげるとともに、県民に分かりやすい情報公開を実施できた。

#### 4 課題

#### (1) 新規制基準の審査状況の確認等

島根2号機の新規制基準適合性審査に係る後段規制(工事計画認可、保安規定変更認可)及び3号機の設置変更許可の審査状況について、鳥取県原子力安全顧問等に確認していただくことが必要である。

(2)島根原発1号機の廃止措置状況の確認

廃止措置計画に基づき廃止措置が適切に実施されていることを適宜確認することが必要である。また、令和 5年度は廃止措置計画の第2段階(原子炉本体周辺設備等の解体撤去期間)に係る変更認可申請が行われる予 定であり、中国電力の対応を注視する必要がある。

(3) 広域住民避難計画の更なる実効性向上

関係機関との綿密な連携の下に実施する原子力防災訓練の結果検証や国等からの新たな知見等を反映し、広域住民避難計画等の不断の見直しを行い、更なる計画の実効性向上に努めていくことが必要である。

(4) 人形峠センターの廃止措置の確認等

加工施設の廃止措置の状況や使用変更許可を受けた使用施設の機器撤去等の状況について、適宜確認していくことが必要である。また、平成28年度より開始された新研究「ウランと環境研究プラットホーム」について、確認していくことが必要である。

# 6 決算資料

一般会計(歳入)

		=	予 算	現	額					
区分	科 目	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費	計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
				繰越財源充当額		Α	В	С	A-B-C	
	総務費国庫補助	520, 293, 000	206, 909, 000	(13, 794, 000)	(13, 794, 000)	(13, 381, 217)	(13, 381, 217)	0	0	
	金	520, 293, 000	200, 909, 000	13, 794, 000	740, 996, 000	495, 545, 500	495, 545, 500	U	U	
歳	原子力防災対策 基金繰入金	0	40, 000, 000	0	40, 000, 000	40, 787, 420	40, 787, 420	0	0	
   入	雑入	0	160, 000, 000	0	160, 000, 000	160, 000, 710	160, 000, 710	0	0	
	合 計	520, 293, 000	406, 909, 000	(13, 794, 000) 13, 794, 000	940, 996, 000	(13, 381, 217) 696, 333, 630	(13, 381, 217) 696, 333, 630	0	0	

一般会計(歳出)

			予	算 現	額			支出済額(	の内訳			
区分	科目	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支出及び 流用増減	計 A	支出済額 (決算額) B	本 庁	出納機関	翌 年 度 繰 越 額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	備考
	一般管理費	0	0	0	187, 013	187, 013	187, 013	187, 013	0	0	0	
歳	諸費	0	0	0	5, 511, 158	5, 511, 158	5, 511, 158	5, 511, 158	0	0	0	
出	防災総務費	521, 437, 000	452, 877, 000	(13, 794, 000) 13, 794, 000	△2, 929, 880	(13, 794, 000) 985, 178, 120	(13, 363, 977) 701, 490, 534	(13, 363, 977) 695, 999, 944	5, 490, 590	220, 425, 000	(430, 023) 63, 262, 586	
	숌 計	521, 437, 000	452, 877, 000	(13, 794, 000) 13, 794, 000	2, 768, 291	(13, 794, 000) 990, 876, 291	(13, 363, 977) 707, 188, 705	(13, 363, 977) 701, 698, 115	5, 490, 590	220, 425, 000	(430, 023) 63, 262, 586	

# 7 事業別実施状況調べ

(単位:円)

											(単位:円)
		7	予		現 額	į	支出済額	翌年度	差引残額	執行	
事:	業名	当初予算 額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支出及び 流用増減	計 A	(決算額) B	・ ・ 繰越額 C	(不用 額) A-B-C	率 B/A	事業計画と実績・成果、繰越、 不用額の理由等
一般管理	理費	0	0	0	187, 013	187, 013	187, 013	0	0	100	・赴任旅費1名
目	計	0	0	0	187, 013	187, 013	187, 013	0	0	100	
諸費		0	0	0	5, 511, 158	5, 511, 158	5, 511, 158	0	0	100	・令和3年度放射線監視等交付金の額 確定に伴う返還金
目	計	0	0	0	5, 511, 158	5, 511, 158	5, 511, 158	0	0	100	
防災総額 (主) 原子力原 事業		521, 437, 000	252, 877, 000	(13, 794, 000) 13, 794, 000	△2, 929, 880	(13, 794, 000) 785, 178, 120	(13, 363, 977) 501, 490, 534	220, 425, 000	(430, 023) 63, 262, 586	63. 9	<ul> <li>事業の成果:「5 主な事業に関する調べ」のとおり</li> <li>不用額:契約差金及びコロナ禍における訓練・研修会等の実施方法の見直し等により不執行が発生。</li> <li>繰越理由:江府町での原子力防災支援拠点整備の再設計に伴う計画の見</li> </ul>
	原子力防 基金事業	0	160, 000, 000	0	0	160, 000, 000	160, 000, 000	0	0	100	直しにより年度内完成が不可能と なったため。
原子力[ 交付金	防災対策	0	40, 000, 000	0	0	40, 000, 000	40, 000, 000	0	0	100	
目	計	521, 437, 000	452, 877, 000	(13, 794, 000) 13, 794, 000	△2, 929, 880	(13, 794, 000) 985, 178, 120	(13, 363, 977) 701, 490, 534	220, 425, 000	(430, 023) 63, 262, 586	71. 2	
合	計	521, 437, 000	452, 877, 000	(13, 794, 000) 13, 794, 000	2, 768, 291	(13, 794, 000) 990, 876, 291	(13, 363, 977) 707, 188, 705	220, 425, 000	(430, 023) 63, 262, 586	71. 4	

- 8 予備費の充用調べ 該当なし
- 9 現金の取扱状況
- (1)現金取扱状況 該当なし
- (2)つり銭の状況 該当なし

# 10 財産に関する調べ

# (1)公有財産

ア土地

(令和5年3月31日現在)

行政・普	機関名又は		前 年	度 末			本 年	度 異 動	状 況		本 年	度 末	
通財産の	施設名等	所 在 地	面積	価額	増減	異動日	面積	価額	増減理由	登記	面積	価額	備 考
区 分	加設有等		(m²)	(円)	別		(m²)	(円)		年月日	(m²)	(円)	
	木地山局敷	三朝町木地山	1.45 .05	521, 112	増加	R				R	1.45 05	F01 110	
	地	678-2、3	145. 85		減少	R				R	145. 85	521, 112	
行政財産	F = 1 PL ///	鳥取市松原			増加	R				R			
	原子力防災	256-1, 257-1,	4, 790. 00	不明	不明 減少 R R 4,790.0		4, 790. 00	不明					
	用地	257-2, 261, 262											
合 計			4935. 85	521, 112							4, 935. 85	521, 112	

# イ 建物

(令和5年3月31日現在)

行政・普	機関名又は	前	F 度 末			本 年	度 異 動		本年度末				
通財産の	機関石又は   施設名等	所 在 地	面積	価額	増減	異動日	面積	価額	増減理由	登 記	面積	価額	備 考
区 分	旭以石寺		$(m^2)$	(円)	別		(m²)	(円)		年月日	(m³)	(円)	
	木地山局	三朝町木地山	00.45	12, 795, 000	増加	R				R	00.45	10 705 000	
		678-2, 3	36. 45		減少	R				R	36. 45	12, 795, 000	
	W = 0	米子市河崎	10.00	6, 856, 000	増加					R	10.00	6 056 000	
	米子局	2677	13. 80		減少	R				R	13. 80	6, 856, 000	
行政財産	境港局	境港市上道	13. 80	6, 856, 000	増加	R				R	13. 80	6, 856, 000	
	現危问	3001	13. 60		減少	R				R	13. 60	0, 650, 000	
	原子力防災	鳥取市松原地	1	-	増加	R4. 12. 15	693. 0	222, 096, 600	新設	R	693. 0	222, 096, 600	
	支援基地	内			減少	R				R			
	(鳥取基地)												
合 計			64. 05	26, 507, 000			693. 0	222, 096, 600			757. 05	248, 603, 600	

ウ 山 林 該当なし

## 工 不動産売却等

該当なし

# オ 財産の交換

該当なし

カ 動 産(船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機) 該当なし

キ 物 権 該当なし

ク 無体財産権 (特許権、著作権、商標権、実用新案権等)

(ア) 異動状況

該当なし

(イ) 出願及び登録の状況

該当なし

(ウ) 活用の状況

該当なし

ケ 有価証券

該当なし

コ 出資による権利

該当なし

## (2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況



有 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和5年3月31日現在)

-										
	前年度末未使用枚数			本		年	度	中		本年度末未使用枚数
	刊十茂本本使用仪数	購	入	枚	数		使	用枚数及び	金額	<b>平平及不不使用权效</b>
	3 2 枚					O枚			1枚	3 1 枚
	3 2 仪				,	した		1,	270円	3 T 代X

# (3)基金

(令和5年3月31日現在)

種別	前年度末	本 年	度 中	本年度末	備考
作里力リ	削牛皮木	増	減	<b>本平及</b> 不	1/H 75
原子力防災	円	円	円	円	_
対策基金	21, 159, 008	160, 001, 425	160, 787, 420	20, 373, 013	
合 計	21, 159, 008	160, 001, 425	160, 787, 420	20, 373, 013	

- (4)債権 該当なし
- 11 財産の貸付け及び使用許可調べ
- (1)土地及び建物
  - ア 土 地 該当なし
  - イ 建 物 該当なし
- (2)物 品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの) 該当なし
- 12 借受不動産明細調べ 該当なし
- 13 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし
- 14 寄附物件の受納状況調べ 該当なし
- 15 備品の処分状況調べ 該当なし
- 16 貸付金等状況調べ 該当なし
- 〇 意見、要望等
- (1)業務に関する意見・要望等なし
- (2) 監査委員事務局に対する要望等なし